

令和3年6月18日発行

月次支援金

2021年4月以降に実施された緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛などの影響を受けた中小法人・個人事業者に対する給付金です。

以下の要件を満たせば、業種や地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

②対象月の売上が2019年又は2020年の同月より50%以上減少していること。

※ただし、地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外となりますのでご注意ください。

給付額：中小法人は上限20万円/月 個人事業者は上限10万円/月

受付期間：4～5月分は2021年6月16日～8月15日、6月分は2021年7月1日～8月31日

申請手順：アカウントの申請・登録⇒登録確認機関での事前確認⇒申請

一時支援金を受給された方はそのままアカウントを使用することができ、事前確認も不要です。一時支援金を受給されていない方は、浅田会計事務所も登録確認機関に登録しておりますので要件を満たす場合は担当者にご連絡下さい。

ふるさと納税の限度額の調べ方

ふるさと納税は、居住地以外の任意の自治体に寄附を行った場合、確定申告やワンストップ特例制度で申告を行うことで所得税と住民税(又は住民税のみ)から寄附金額の2,000円を超える金額の全額が控除される制度です。寄附先の自治体によっては返礼品を受け取ることもできます。この制度には控除額の上限があり、その上限額のお問い合わせをいただくことがあります。

控除額を調べるには、納税者の所得額と扶養控除・生命保険料控除等の所得控除、住宅ローン控除の適用状況等の情報が必要です。

近年は多くのふるさと納税サイトで便利なシミュレーションが用意されており、所得が給与のみの場合は、お手元に源泉徴収票をご準備の上必要事項を入力することにより上限額を知ることが出来ます。

また、給与所得以外の所得のある場合は確定申告書をご準備の上、「さとふる」のサイトの中にある「詳細シミュレーション」で上限を求めることが出来ます。ただし、資料から入力するデータは令和2年分ですので、扶養家族の増減など、あらかじめ推測できる条件の変化があれば反映させておくことにより正確な見込み金額を得ることが出来ます。



会社が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

会社が従業員の感染予防のためのマスクや消毒液、テレワークの費用などを負担することがありますが、どの程度まで経費として認められるのでしょうか？経費として認められない場合は従業員の給与課税となりますので注意が必要です。

【①マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費】

会社経費：勤務時に使用するなど業務に通常必要な範囲

給与課税：勤務外で使用するもの、従業員の家族など従業員以外の者を対象に支給するもの、定額支給で精算しないもの

【②テレワークを行うために従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費】

会社経費：勤務に必要な環境整備費、備品の所有権が会社にあるもの

給与課税：備品の所有権を従業員が有するもの

【③感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など】

会社経費：職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合

給与課税：従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合、定額支給で精算しないもの

【④PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用など】

会社経費：業務命令により受けたPCR検査費用、テレワークでの業務スペースの消毒費用

給与課税：従業員が自己の判断により受けたPCR検査費用、従業員が自己の判断により支出した消毒費用、定額支給で精算しないもの

駐車場の賃貸借契約書の印紙

印紙税法では、土地又は地上権の賃貸借契約書は、課税対象に該当しますが、建物や施設、物品などの賃貸借契約書については、課税対象となりません。

そのため、駐車場の賃貸借契約書の場合は、その契約が「土地の賃貸借」なのか、「駐車場という施設の賃貸借」なのかにより、印紙税の取扱いが異なります。そこで、駐車場を借りるための契約としては、概ね次のような場合が考えられますので、以下、その印紙税の取扱いを見ていきます。

1. 駐車する場所として土地を賃貸借する場合

駐車する場所として、いわゆる駐車場としての設備のない更地を貸し付ける場合の賃貸借契約書は、印紙税額一覧表の第1号の2文書「土地の賃借権の設定に関する契約書」に該当するので課税対象となります。

2. 車庫を賃貸借する場合

車庫という施設の賃貸借契約書に該当するため、課税対象となりません。

3. 駐車場の一定の場所に駐車することの契約の場合

駐車場という施設の賃貸借契約書に該当するため、課税対象となりません。

4. 車の寄託（保管）契約の場合

車という物品を預かる寄託契約書に該当するので、課税対象となりません。

